

総合振興計画審議会 質問回答書(第2回後)

連番	質問委員	質問事項	審議会資料	質問の要旨	回答
1	野本委員	将来都市像について	第2回審議会 ・資料4 P12	「市が目指す将来の姿」とあるが、ここでの「市」とは、行政として鴻巣市なのか、市民、事業所等を含む鴻巣市なのか？行政として「選ばれる」は、理解できるが、市民としても、事業所としても「選ばれる」には、言葉の使い方として違和感がある。 一方で、資料2 P12の最後の行には、地方行政に求められる視点として『『共創』の中核としての役割が…』となっていることから考えると、市民も、事業所も「選ばれる」ために、市をつくっていくために何かしていくということになるのでしょうか？ 「選ばれる」ための市民、事業所の役割のイメージが浮かばないので質問します。	本計画における「市」とは、行政だけでなく、市民や事業者等を含めた「鴻巣市という地域社会全体」を指しています。 このため、「選ばれるまち」とは行政だけが選ばれるという意味ではなく、市民、事業者、行政がそれぞれの立場でまちづくりに関わりながら、鴻巣市の魅力や価値を共に高め、その結果として住む場所、働く場所、事業を行う場所として選ばれる状態を目指すものです。 人口減少社会においては、行政だけで地域の持続可能性を確保することが難しくなっていることから、「共創」の考え方のもと、市民、事業者、行政がそれぞれの強みを生かしながら、「選ばれるまち」をともに実現していくことを将来都市像に込めています。
2	安蘇委員	序論・第3章・4. 社会資本の見直しと更新の両立	第2回審議会 ・資料2 P11	①「施設の用途転換や複合化」について、用途転換とは 国土交通省の用語だと広域な地域の開発、等と思いますが施設を単体に用途変更(国土交通の用語) 用途変更含まれないのか。あくまでの地域全体の転換なのでしょうか。 ②「多くに地方公共団体」について、多くの地方公共団体で多くと載っていますが、現状では(以前調査した事ありますが、99.9%ほぼ全市町村が策定提出している)多くの表現で良いのでしょうか。多くのはいらないので、99.9%では？各地方公共団体の方が良いのでは？ ③「多くの地方公共団体において「公共施設等総合管理計画」が策定・見直しされており、長期的な視点に立った社会資本のマネジメントが進められています。」について、「公共施設等総合管理計画」が見直され「個別施設計画の策定」の要請があり、(総務省から)現在「個別施設計画」で各自治体は推進していると思いますが「公共施設等総合管理計画」の見直しと「個別施設計画策定」で、長期的な視点に立って、、、。ではないかと思いますが。社会資本のマネジメントが進められている。社会資本とは、、、？	①本章における「用途転換」は、法令上の用途変更に限定するものではなく、公共施設マネジメントの観点から、個々の公共施設の機能や利用形態の見直しも含むものとして使用しています。 ②③については、序論部分の表現に関する委員のご指摘として受け止め、記載内容をあらためて確認し、校正段階で検討します。

総合振興計画審議会 質問回答書(第2回後)

連番	質問委員	質問事項	審議会資料	質問の要旨	回答
3	三友委員	生物多様性や良好な生態系の保全などに関する意見	第2回審議会 ・資料3 P1、9、12	①将来都市像の基本理念として「社会・経済・環境」を掲げているものの、政策では環境分野、特に自然環境保全に関する記載が不足しているように見えます。国や県が推進する生物多様性保全やネイチャー ポジティブの視点を取り入れ、「生物多様性の保全」を施策に明記するとともに、生物多様性地域戦略の策定を検討すべきと考えます。また、本市が取り組むコウノトリとの共生は大きな地域資源であり、「選ばれるまち」の実現にもつながることから、生物多様性の保全や自然環境調査、特定外来生物対策等を含めた取組の充実を求めます。 ②生物多様性基本法では市町村に生物多様性地域戦略の策定が努力義務とされており、野田市、小山市、加須市などコウノトリとの共生に取り組む自治体でも戦略が策定されています。本市も将来都市像に「人にもいきものにもやさしい」と掲げ、コウノトリとの共生を進めていることから、生物多様性保全の視点をより明確に位置付ける必要があると考えます。そのため、生物多様性地域戦略の策定や自然環境調査の実施などを施策に盛り込むべきではないでしょうか。 ③生物多様性保全の観点から、クビアカツヤカミキリによる市内の桜への被害が深刻化しており、今後は枯損木の伐採や植樹など継続的な対応が必要になると考えます。川島町では奨励金制度により大規模な駆除を実施しており、その結果、鴻巣市で多数の個体が駆除されるなど、市内の被害状況の深刻さが示されています。今後も県の補助制度を活用しつつ、外来生物対策や被害木の管理等に要する費用を見据えた計画的な対応や予算確保を検討すべきではないでしょうか。	①②③について、生物多様性保全の推進や自然環境調査の実施、特定外来生物への対応などに関するご意見として受け止め、関係部署とも共有いたします。なお、③のクビアカツヤカミキリによる桜への被害に関する対策については、現在も県の補助制度を活用しながら取り組んでいるところです。今後も被害状況や国・県の動向等を情報収集し、関係機関と連携しながら対応を進めてまいります。